

鳥取県特定不妊治療費助成金交付事業の対象者の詳細

1 特定不妊治療費助成金の交付を受けることが出来る者	2 対象となる治療
<p>本事業の対象者は、特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された者。</p> <p>(2) 申請時において夫若しくは妻のいずれか一方又は両方ともが鳥取県内に住所を有している者。</p> <p>(3) 夫及び妻の前年の所得（児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条に規定する所得について、同令第3条の規定に基づいて算出した額をいう。）の合計額（1月から5月までの間の申請については前々年の所得額の合計額）が730万円未満の夫婦。</p>	<p>助成の対象となる治療は、平成16年4月1日以降に治療を開始した特定不妊治療（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象とする。）具体的には、別表1-2のAからFのいずれかにあてはまること。G及びHは助成の対象としない。治療に直接関係ない費用（入院費、食事代、凍結された精子、卵子、受精胚の管理料（保存料））は助成の対象としない。</p> <p>また、男性不妊治療の助成対象は、保険適用外の手術費用及び凍結費用とし、医師の治療方針に基づき採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない又は状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合に限り、男性不妊治療費のみを助成対象とする。ただし、この場合、特定不妊治療費の助成を受けたものとみなす。</p> <p>なお、「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をさす。また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。</p> <p>次の各号に掲げる治療は本事業の助成対象としない。</p> <p>(1) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療。</p> <p>(2) 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）によるもの</p> <p>(3) 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）によるもの。</p>